

# 公 告

公 告 第 457 号

令和 5 年 4 月 1 日

大和ハウス工業健康保険組合

理事長 香曾我部 武



令和 5 年 3 月 1 日付大和健発第 129 号をもって、近畿厚生局長宛に認可申請したところ、令和 5 年 3 月 10 日付近厚発 0310 第 71 号をもって認可があったので、公告する。

■組合規約 新旧条文対照表（別添）

## 新旧条文対照表

新	旧
(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区  (以下略)	(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区  (以下略)
大和ハウスブルーム株式会社 大阪市北区	大和ハウスブルーム株式会社 大阪市北区
<u>神山運輸株式会社</u> <u>愛媛県伊予郡松前町</u>	
<u>株式会社神山トランスポーティ</u> <u>愛媛県伊予郡松前町</u>	
(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。  大和ハウス工業株式会社  (以下略)	(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。  大和ハウス工業株式会社  (以下略)
大和ハウスブルーム株式会社	大和ハウスブルーム株式会社
<u>神山運輸株式会社</u>	
<u>株式会社神山トランスポーティ</u>	
(以下略)	(以下略)
附 則 この規約は、令和 5年 4月 1日 から施行する。	